

令和4年度組織・機構の見直しについて

令和4年度の組織・機構の見直しについては、総合計画の着実な推進とともに、各部局における行政課題への対応を図るため、部単位での移管を伴う見直し方針については、シティプロモーション部の再編、市民文化部の市民生活部への改称、政策推進部への広報マーケティング課の移管、危機管理統括部の設置、都市整備部への建設担当部長の配置及びスポーツ・国体推進部の廃止を行います。

また、部単位での移管を伴わない課・係の設置等の見直し方針については、働き方改革推進室の設置など、次のとおり組織体制の見直しを行います。

1. シティプロモーション部の再編

スポーツ・国体推進部スポーツ課、市民文化部文化振興課及び教育委員会社会教育・文化財課をシティプロモーション部に編入します。

【編入による効果】

- 文化財を含めた文化行政を一体化することで、現在、教育委員会と市民文化部にまたがって実施されている関連事業等を市民にわかりやすく示すことができます。また、文化とシティプロモーションの連携により、文化財・地域の文化遺産の魅力を市内外に発信することで、伝統文化の保存継承や観光資源としての活用を図ります。
- スポーツとシティプロモーションの連携により、スポーツを通じた地域振興や情報発信をさらに推し進め、活気あるまちづくりの推進を図ります。
- スポーツ・文化・文化財の活用によるシビックプライドの醸成に向けたシティプロモーションの取り組み強化を図ります。本市の優位性や魅力となり得る素材、事業等を所管する所属が集約されることで、相互連携により、事業内容の充実及びより効果的な情報発信を可能とします。

【シティプロモーション部に設置する課】

(1) 観光交流課(企画係、事業係)

(2) 文化課(文化振興グループ、文化財グループ)

市民文化部文化振興課及び教育委員会社会教育・文化財課を統合し、文化行政を一体化して業務を担います。

(3) スポーツ課(施設係、振興係)

スポーツ・国体推進部よりスポーツ課を移管します。また、同課内に、四日市ハーフマラソンの開催に向けた準備業務を担う「ハーフマラソン準備室」を設置します。

2. 市民文化部の改称

市民文化部について、文化振興課のシティプロモーション部への移管により文化関連業務がなくなることから、名称を「市民生活部」と改めます。

3. 政策推進部への広報マーケティング課の移管

現在シティプロモーション部が所管する広報マーケティング課について、政策広報をさらに充実させ、市全体の政策・施策発信機能をより強化するとともに、市を代表する広報機関としての位置付けを鮮明にするため、政策推進部へ移管します。

4. 危機管理統括部の設置

危機管理監について、市全体の統括機能を強化するため、名称を改め「危機管理統括部」を設置します。あわせて、危機管理室の名称を「危機管理課」と改めるとともに、同課に「危機管理企画グループ」及び「地域防災支援グループ」を設置することで、危機管理体制の強化を図り、個別避難計画の作成や地区における訓練の推進等の新たな課題に対応します。

5. 都市整備部への「建設担当部長」の配置

業務が多様化・肥大化している都市整備部において、同部内に決裁権限のある役職として「建設担当部長」を設け、公共インフラの建設・維持・管理部門を同担当部長が統括することで、業務の効率化と意思決定の迅速化を図り、自然災害等による不測の事態や多様化する市民ニーズに対応します。

6. スポーツ・国体推進部の廃止

三重とこわか国体・とこわか大会の中止に伴い、両大会に係る任務が終了するため、スポーツ・国体推進部を廃止します。

7. その他の組織見直しの内容

(1) 総務部

○総務課に「働き方改革推進室」を設置します。

- ・デジタル技術の活用等による業務の効率化を通じた働き方改革を推進するため、「働き方改革推進室」を設置します。

(2) 市民生活部(現:市民文化部)

○市民課に「マイナンバーカードサービスセンター」を設置します。

- ・マイナンバーカードの交付率増と市民サービスの向上を図るため、「マイナンバーカードサービスセンター」を設置します。

(3) こども未来部

○保育幼稚園課に「こども施設再編推進室」を設置します。

- ・本市全域における幼稚園、保育園、認定こども園の具体的再配置計画の策定に向け、「こども施設再編推進室」を設置します。

○「神前こども園」を設置し、神前保育園及び神前幼稚園を廃止します。

- ・令和4年4月に神前保育園と神前幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園が開園することから「神前こども園」を設置します。あわせて、神前保育園及び神前幼稚園を廃止します。

(4) 商工農水部

- 商工課を分割し、「商業労政課」及び「工業振興課」を設置します。
- 商業労政課に「雇用労政係」、「商業・サービス産業振興係」及び「地場産業振興センター」を設置します。
- 工業振興課に「工業政策係」及び「基幹産業振興係」を設置します。
 - ・中心市街地活性化の推進、カーボンニュートラル社会への対応、基幹産業振興の促進のため、商工課を分割し、「商業労政課」及び「工業振興課」を設置します。また、令和4年度から市の直営施設となる「地場産業振興センター」を設置します。

(5) 環境部

- 環境保全課の名称を「環境政策課」と改めます。加えて、環境調整係の名称を「環境企画係」と改めます。
 - ・地球温暖化対策を含めた環境計画を推進するため、環境保全課の名称を「環境政策課」と改めます。また、温室効果ガス削減に向けて部局横断的に取り組むため、環境調整係の名称を「環境企画係」と改め、拡充改組します。
- 生活環境課からごみ収集・処理部門を独立させ「環境事業課」を設置します。
- 生活環境課において、リサイクル係の名称を「ごみ減量推進係」と改めます。
- 環境事業課に「施設係」及び「事業係」を設置し、「北部清掃事業所」及び「南部清掃事業所」を所管させます。
 - ・食品ロスや海洋プラスチック問題等の課題やカーボンニュートラル等の国の方針への対応として、ごみ減量施策を強力に推進するために、政策立案部門と収集・処理部門を分割し、体制を強化します。

(6) 都市整備部

- 市街地整備・公園課を分割し、「市街地整備課」（都市整備部長直轄）及び「公園緑政課」（建設担当部長管轄）を設置します。
- 市街地整備課に「基盤整備係」及び「都市再編係」を設置します。
 - ・近鉄四日市駅周辺等整備事業について、今後、バスタプロジェクトを中心に大幅な業務量増が見込まれることなどから、指揮系統を簡素化し、事業の円滑な進行を図るため、市街地再開発と公園整備に係る所属を分割します。
- 営繕工務課に「営繕第3係」を設置します。
 - ・近年の業務増への対応として、係を増設し適正な係員配置とすることで、業務の迅速化・効率化を図ります。

(7) 上下水道局

- 下水建設課を分割し、「下水維持課」を設置します。
- 下水維持課に「維持第1係」及び「維持第2係」を設置します。
 - ・大規模雨水対策・汚水管渠整備と老朽施設・管路の維持管理を遅滞なく進めるため、建設部門と維持管理部門を分割し、意思決定の迅速化を図ります。

(8) 市立四日市病院

○総務課を分割し「経営企画課」を設置します。

- ・現在の総務課経営係を拡充改組することで、第四次中期経営計画に基づき市立四日市病院の経営改善を推進する体制を構築します。

(9) 教育委員会

○教育支援課に「登校サポートセンター」を設置します。

教育支援課の中間組織として明示することで、不登校対策推進拠点としての位置付けの明確化を図ります。

(10) その他

○検査室を「工事検査課」、会計管理室を「会計管理課」と改称します。

課内室若しくは一時的・緊急的に設置された組織との混同を避けるため、全庁的に名称の統一を図ります。

8. 令和4年度四日市市組織機構図 別紙のとおり

(令和4年度)

16部	118課	47中間組織	12グループ	173係
6行政委員会等事務局				

(参考：令和3年度)

17部	116課	41中間組織	8グループ	177係
6行政委員会等事務局				

◆問い合わせ先 総務部総務課長 (354-8116)